

苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭の石油石炭税の軽減税率の適用又は特定石炭若しくは沖縄発電用特定石炭等の石油石炭税免除のための用途証明申請書
 (苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭又は特定石炭若しくは沖縄発電用特定石炭等をその軽減税率の適用又は免除に係る用途に供する者(消費者)による申請用)

申請者名
 (受任者名)

記 名

住 所

役 職 名

電話番号

※申請年月日 _____

I. 申請の内容

分割番号 ()

下記の物品について、租税特別措置法第90条の3の3、第90条の4の2又は第90条の4の3の規定に基づき石油石炭税の軽減税率の適用・免除を受けたいので、租税特別措置法施行令第48条の6第1項、第48条の10第1項又は第48条の11第1項に規定する苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電(当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。以下同じ。)の用に供する石炭、特定石炭又は沖縄発電用特定石炭等に該当するものである旨の経済産業大臣の証明を申請します。

記

1. 用途証明の種類

苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭をその軽減税率に係る用途に供する者(消費者)又は特定石炭若しくは沖縄発電用特定石炭等をその免除に係る用途に供する者(消費者)の申請に係る用途証明

2. 申請事項

関税率表番号	物品名	用途	数量(t)

II. 輸入者

記入年月日 _____

- 私は、経済産業大臣の証明を受けた本用途証明書に係る苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭、特定石炭又は沖縄発電用特定石炭等の輸入を、自ら行うことに相違ありません。
- 私は、経済産業大臣の証明を受けた本用途証明書に係る又は苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭、特定石炭又は沖縄発電用特定石炭等の輸入を、下記の者に委任することに相違ありません。

記

受任者名 _____

住 所 _____

III. 証明の内容

I. 2. の物品は、租税特別措置法第90条の3の3の規定する苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭、同法第90条の4の2に規定する特定石炭又は同法第90条の4の3に規定する沖縄発電用特定石炭等に該当することを証明する。

※証明書番号 _____ ※日 付 _____

※有効期間 _____ ※資 格 経済産業大臣 _____

※記名押印 _____

※条件その他の事項

有効期間終了後、本証明書は返納するとともに、所定の実績報告書を提出すること。

